

事業用自動車総合安全プラン2020

～講ずべき施策の実施状況～



目標の達成に向けて当面講ずべき施策 フォローアップ表

今後取り組むべき課題	施策	進捗状況(平成31年3月現在)	参考指標
1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築			
(1) 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化			
①運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組の強化	【国土交通省】 ○貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施。	【国土交通省】 ○平成29年度から平成33年度までの5年間に於いてすべての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を実施することとしており、年間710程度の事業者に対して評価を実施する予定。平成29年度の1年間は785事業者に対して評価を実施、平成30年度も平成31年1月末現在で578事業者に対して評価を実施。	◆貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施回数 平成29年度:785回 平成30年度:578回(※平成31年1月31日現在)
	○認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の強化。	【国土交通省】 ○貸切バス事業については、2017年4月から事業許可の更新制を導入し、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新申請時までに認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合は、許可を行わないこととした。 【NASVA】 ○2009年に認定を受けてから、依頼のあった全事業者に対して評価を全国9主管支所で実施している。(NASVA安全評価員は66名(H30. 10現在))	※運輸安全マネジメント評価の更新許可の要件化は、平成34年4月以降に更新申請をする事業者から適用されるため、更新許可を行わなかった事業者は存在しない。 ◆NASVAによる安全マネジメント評価実績 平成28年度 13件(バス9件、ハイタク1件、トラック3件) 平成29年度 11件(バス11件) 平成30年度 9件 ※H31.1末
	○トラック事業者・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両台数300両以上の事業者から200両以上の事業者へ拡大。	【国土交通省】 ○平成29年7月に、運輸審議会の答申において、自動車輸送分野における安全管理の取組みの更なる展開を図ることが必要であるとされた。平成29年12月、これを踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則について、一般乗用旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に係る当該義務付けの対象を拡大する旨の改正を行った。	◆新たに対象となった事業者数 トラック事業者:137者 タクシー事業者:53者
	○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進。	【国土交通省】 ○平成29年7月に「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を策定。それに伴い、中小規模自動車運送事業者が多く受講する認定セミナーにて使用される説明資料を更新し、効率的な理解の促進に努めた。また、中小規模貸切バス自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、同ガイドラインを踏まえた評価を通して、事業者の運輸安全マネジメント制度の取組の促進を図った。	◆保有車両台数が50両未満の貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価実施回数 平成29年度:755回 平成30年度:560回(※平成31年1月31日現在)
	○民間機関等が実施するセミナーを国土交通省が認定する仕組み(認定セミナー制度)を活用した、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発。	【NASVA等の民間機関】 ○国土交通省より認定した8者の第三者機関による認定セミナーを実施。平成30年度においては、30年12月31日までに282回の認定セミナーが開催され、8,225名の受講者が参加。 【NASVA】 ○運輸安全マネジメントの浸透、定着に有効な認定セミナーを全国規模で実施している。また、「主に中小規模自動車運送事業者」を対象とした認定セミナーを実施し運輸安全マネジメント制度の必要性の説明を実施している。 ○2006年度から運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知浸透させ、多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取り組みに生かせるようNASVA運輸安全マネジメントセミナーを東京国際フォーラムにて開催している。	【NASVA等の民間機関】 ◆第三者機関による認定セミナー開催回数(括弧内は受講者数) 平成28年度:276回(7,079名) 平成29年度:409回(13,493名) 平成30年度:282回(8,225名)(※平成30年12月31日現在) 【NASVA】 ◆NASVAによる認定セミナーの実施状況(括弧内は受講人数) 「ガイドライン」 平成28年度:89回(2, 225人) 平成29年度:90回(2, 276人) 平成30年度:85回(1, 910人)※H31.1末 「リスク」 平成28年度:72 回(1, 249人) 平成29年度:68回(1, 316人) 平成30年度:59回(1, 220人)※H31.1末 「内部監査」 平成28年度:64回(944人) 平成29年度:61回(1, 091人) 平成30年度:41回(754人)※H31.1末 ◆NASVAによるマネジメントセミナーの実施状況 平成28年度(第11回H28. 10. 20)参加者1, 137人 平成29年度(第12回H29. 10. 24)参加者1, 119人 平成30年度(第13回H30. 10. 16)参加者1, 088人
	○認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長。	【国土交通省】 ○監査制度については、「自動車運送事業における監査のあり方検討会」を踏まえ、平成25年10月より、悪質な事業者への重点的な監査を実施することとしたところであり、長期未監査のみを端緒とした監査は極めて少ない。平成29年度及び平成30年度(平成31年1月末まで)において、当該施策を適用した事案はない。 引き続き、監査の実施にあたっては、当該施策の適用を検討しつつ、悪質な事業者への重点的な監査を実施することとする。	◆認定セミナー開催状況 平成29年度 開催回数:409回 受講者数:13, 493人 平成30年度(平成30年12月末時点) 開催回数:282回 受講者数:8, 225人

○運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者等に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施。	【国土交通省】 ○平成29年7月に、運輸審議会の答申において、安全マネジメント評価の基本的な方針の改正が示され、概ね5年間を目途に、全ての貸切バス事業者に対する安全マネジメント評価を行うこととなった。また、軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえ、平成29年6月より、重大事故を引き起こした事業者、法令違反が疑われるとして継続的に監視が必要な事業者等に対し、重点的に毎年度1回以上監査を実施することとなったことから、これらの取組を優先している状況である。	◆該当する評価の実施状況 平成29年度 実施回数：79回 平成30年度（平成31年1月末時点） 実施回数：49回
【バス業界】 ○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施。	【日本バス協会】 ○運輸安全マネジメントの講習会等の開催案内を機関紙、HP等に掲載し、受講の促進を図っている。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度において、運輸安全マネジメントへの取り組み状況を評価している。 更に、平成28年9月1日に開催をした全タク連交通安全委員会において国土交通省担当官を招聘して「運輸安全マネジメント制度のコンセプト及びリスク管理の理解促進セミナー」に関する講演を実施した。	◆各団体における安全マネジメント講習の実施回数 (地方バス協会における開催実績) H21：33回 H22：40回 H23：34回 H24：44回 H25：74回 H26：38回 H27：42回 H28：44回 H29：41回 H30：42回 ※NASVA主催の安全マネジメントセミナー参加費用の助成は除く。
【タクシー業界】 ○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の徹底。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○各県協会では、NASVAの実施する安全マネジメントセミナー、講習会等の積極的な受講を推進しており、開催情報を会員に周知をしている。 また、各地方運輸局において開催される運輸安全セミナーの積極的受講について各県協会を通じて傘下会員事業者に促した。 更に、平成28年9月1日に開催をした全タク連交通安全委員会において国土交通省担当官を招聘して「運輸安全マネジメント制度のコンセプト及びリスク管理の理解促進セミナー」に関する講演を実施した。 【全国個人タクシー協会】 ○平成29年7月、『個人タクシー事業者における総合安全プラン2020』を策定 平成32年までの事故等削減目標値を設定するとともに、目標達成に向けて当面講ずべき施策を策定し、各支部に周知した。 全国10支部において、それぞれ「支部における総合安全プラン2020」を策定。支部毎の事故等削減目標を設定するとともに目標達成に向けて当面講ずべき施策を策定した。平成30年には各支部において、前年の事故等件数をもとに当年の目標値を修正し推進している。 平成30年10月、協会本部にて安全・サービス委員会を開催。各支部の委員が前年の事故削減目標達成の状況、達成できなかった若しくは達成できた主な理由、当年の目標修正の考え方や重点的に取り組む施策等を報告した。 ○『安全運行指導員制度』の推進 NASVAの一般講習受講修了者を対象に、各地域の会員で選任し本会で認定した安全運行指導員が中心となって、事故防止講習会の開催、事故の統計と分析、地域警察・交通安全協会等への協力、事業者に対する事故防止の啓蒙、事業者の運転状態・健康状態の確認、運転・営業・健康管理面等のアドバイス及び指導等を行っている。 ○全事業者向けリーフレットを配付 平成29年度交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付した。「総合安全プラン2020」の周知と安全マネジメントの徹底等当面講ずべき施策の周知、事故削減重点目標の周知を行った。	【全国個人タクシー協会】 ◆事故等削減目標値 1.平成32年までに死亡事故件数(第1当事者)2人以下 2.毎年、飲酒運転ゼロ 3.人身事故件数(第1当事者)を平成32年までに732件以下 ◆安全運行指導員 平成31年2月19日現在 全国400名 ◆全事業者向けリーフレット配付枚数 平成29年8月：34,000部 平成30年8月：33,000部
○中小事業者向けの運輸安全マネジメントマニュアルの改訂。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成23年11月、10台未満の小規模事業者向け「安全マネジメント実施手引き」(全タク連版)を作成し、全国のタクシー事業者へ配布した。 平成29年12月、30台未満の中小規模事業者向け「運輸安全マネジメントの進め方」を作成し、全国のタクシー事業者へ配布した。 【全国個人タクシー協会】 ○安全運行指導員活動マニュアルの改訂 「事業用自動車総合安全プラン2020」の策定に伴い、同プランの概要を記載。データの差し替えを行う。 ○個人タクシー事業者研修教本「そして明日へ」の改訂 「事業用自動車総合安全プラン2020」の概要説明とPDCAサイクル等の説明を記載した。	
○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○毎年、運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会へ積極的に参加し、セミナー情報の展開等、受講促進に努めている。	

	【トラック業界】 ○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組の深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。	【全日本トラック協会】 ○2018年4月の運輸安全マネジメント評価制度見直し(最低車両台数の範囲拡大)について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体となった普及・啓発活動に取り組んでいる。	
②運転者教育の徹底等	【国土交通省】 ○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底。 ○準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正、貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底。	【国土交通省】 ○貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の義務付けに係る新たな指導監督内容、及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」について改めて周知。(「貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について」平成29年11月21日) ○法令遵守の徹底を指導すること、効果的な指導方法を工夫し運転者教育を実施すること等について周知。(「事業用自動車の事故防止の徹底について」平成30年2月16日) ○告示「指導及び監督の指針」及び「指導監督マニュアル」を改正し内容を充実させ、同内容について周知。(平成30年6月1日) ○事故防止セミナーや運行管理者講習等の各種機会を捉え、上記内容を含む指導監督の徹底について周知。 【NASVA】 ○平成30年度に基礎講習、一般講習及び特別講習用テキストについて、事業用自動車運転者の健康管理、健康診断結果等に基づいた指導方法に関する記述をリニューアルし、基礎講習、一般講習及び特別講習を引き続き実施している。 ○毎年度最新の法令改正内容や安全情報を盛り込み各種運行管理者講習用テキストをリニューアルし講習で解説している。運行管理者が運転者に対して指導監督の際に必要な内容を網羅したものになっている。また、国内唯一の運行管理者指導講習用テキストとして、民間の講習実施認定機関へテキストを頒布する重要な役を担いつつ安全の裾野の拡大につなげている。	◆地方運輸局事故防止セミナーの実施回数 2018年度：7回 2019年度：7回 ◆NASVAによる指導講習受講者実績 H28年度(基礎講習)260回 36,906人 (一般講習)685回 90,950人 (特別講習)113回 2,146人 H29年度(基礎講習)274回 36,047人 (一般講習)694回 90,802人 (特別講習)108回 2,226人 H30年度(基礎講習)264回 31,064人 ※H31.1末(一般講習)654回 80,611人 (特別講習)74回 1,222人 ◆民間の講習実施認定機関へのテキスト頒布実績 H28年度 基礎:16,888人 一般:19,286人 H29年度 基礎:18,417人 一般:23,252人 H30年度 基礎:18,407人 一般:25,978人 ※H31.1末 ◆インターネット予約による受講割合94.6% ※H31.1末
	【バス業界】 ○初任運転者等に対する実技訓練実施の徹底。	【日本バス協会】 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」等を機関紙、HP等に掲載し、周知徹底を図っている。	
	【タクシー業界】 ○乗務員採用後の社内研修等の充実	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○国土交通省策定の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(タクシー事業者編)」を、全タク連において印刷製本(6100部)して会員事業者に頒布し、その活用を図るなど、乗務員の社内研修及び指導・監督については、従来から徹底をしているところ。さらに、健康起因による事故防止への関心が高まっていることから、全タク連では、交通安全委員会において、「ドライアイと交通安全について」、「運転従事者における脳MRI健診の意義」、「運転者の認知症予防対策」、「事業用自動車の健康起因事故防止対策」、「薬物乱用対策について」「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」について」等講師を招聘して講演を行い、社内研修の参考としている。 【全国個人タクシー協会】 ○新規事業者講習会の実施 支部・会員・所属団体において、新規に個人タクシー事業者となる者に対し講習会を開催し、事故防止・健康管理・営業面等について講習している。 ○事業者用教本の作成・配付 新規事業者向けの教育教材として、営業・安全・接客サービス面の遵守事項・注意点等を記載した教本「そして明日へ」を作成・配付した。また、事故防止・健康管理についてのチェック項目を記載した教本「チェック＆チェック」を作成・配付した。	

	【トラック業界】 ○交通事故防止の意識の高揚を目的とした「追突事故防止マニュアル活用セミナー」及び「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、「ドライブレコーダ活用マニュアル」及び、平成29年度にその内容の見直しを行った「ドライブレコーダ実践セミナー」の全国各地での開催。 ○交通事故防止対策強化を目的として、地方協会の支部でのセミナーの開催（平成30年度から）。	【全日本トラック協会】 ○高速道路上で約7割を占める追突事故の再発防止を図るため「追突事故防止マニュアル活用セミナー」を実施しているほか、「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を開催し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止の意識の高揚を図っている。 ○また、「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図るとともに、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」として平成29年度にそれまでの内容を見直し、充実化を図った。 ○死亡事故件数が車両台数1万台当たり「1.5」件を複数年度にわたり連続して超えている地域に対する交通事故防止対策を強化するため、トラックドライバー等を受講対象として、当該地域に対する支部対応の「出前セミナー」を開催している。 ○平成27年4月に発出された「自動車制作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」に基づき、関係団体等との連携により、トレーラ火災の原因と防止、日常点検や定期点検整備の重要性等を中心とした「トレーラの安全等に係る研修会」を実施している。	◆事故防止セミナーの実施回数 ・追突事故防止マニュアル活用セミナー H26年度：24回 1,726名 H27年度：12回 674名 H28年度：30回 1,522名 H29年度：14回 825名 H30年度：20回 1,004名 ・交差点事故防止マニュアル活用セミナー H27年度：39回 2,418名 H28年度：20回 1,138名 H29年度：18回 793名 H30年度：21回 1,000名 ・ドライブレコーダ実践セミナー （H28年度までは「ドライブレコーダ活用セミナー」／H29年度は「ドライブレコーダ活用セミナー」との合計） H26年度：28回 1,317名 H27年度：10回 483名 H28年度：15回 645名 H29年度：27回 1,287名 H30年度：23回 962名 ・支部対応セミナー H30年度：6回 280名
	○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進。	【全日本トラック協会】 ○「事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」の強化に対応し、「事業用トラックドライバー研修テキスト」（10分冊）を作成し、初任運転者教育の充実等に努めるとともに、助成制度を活用した新たな安全教育訓練施設の追加等拡充を図り、安全運転研修受講の促進を図っている。	
	○運転技術、安全意識向上のため、ドライバーコンテストの実施。	【全日本トラック協会】 ○安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を実施している。なお、各部門の優勝者は、首相官邸並びに国土交通大臣への表敬訪問を行っている。	◆第 50 回 全国トラックドライバー・コンテスト 期間：平成30年10月27日～28日 参加者：144名
	○運転者教育のための教育ツールの整備（エラーニング、点検整備ビデオ等）。	【全日本トラック協会】 ○日常点検の確実な実施及びタイヤ脱落防止について啓発するDVD、リーフレットを作成し、会員事業者に配布するとともに、全ト協のHPIに掲載し、周知・啓発を行っている。	
③事業者団体等による業界を挙げた事故防止、マナーアップの取組	【バス業界】 ○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進。	【日本バス協会】 ○貸切バス適正化機関と地方バス協会が緊密に連携がとれる体制を構築している。また、適正化機関から委託を受けて地方バス協会が会員事業者の指導を行う場合は、適正化機関との適切な役割分担の下で業務を行っている。 【NASVA】 ○貸切バス適正化センターからの要請に基づき、当該センターが実施する巡回指導に適正化指導員として同行し、巡回指導実施支援を行っている。	◆NASVAによる適正化実施実績 H29年度 422件 H30年度 553件※H31.1末
	【タクシー業界】 ○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」（事業者大会決議）による交通安全意識等の定着・向上。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成30年11月、交通事故抑止対策の徹底と乗務員の安全確保に関する決議を事業者大会にて行い、総合安全プラン2020に基づく各種安全対策を業界の総力を挙げて取り組む等交通安全意識の定着・向上に努めた。	

	○交通安全意識高揚のための表彰制度(「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」、「優良乗務員表彰」)の活用。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰 「総合安全プラン2020」に掲げた目標達成に向け、各都道府県協会の交通事故抑止に向けた取り組みの一層の強化を目的として、交通事故削減に努力した都道府県協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」制度を平成23年から実施。 優良乗務員表彰 タクシー乗務員のうち、無事故無違反運転を長期間続け他の乗務員の模範となる優良な乗務員を表彰することにより、乗務員の資質の向上を図ることを目的に昭和41年から実施。 【全国個人タクシー協会】 ○交通安全運動優秀団体の表彰 毎年9月～10月の2ヶ月間実施する交通安全運動における成績優秀団体を表彰している。 ○会員・所属団体による無事故表彰 会員・所属団体等において、永年にわたる無事故・無違反者を表彰している。 ○セーフティドライバー・コンテスト表彰 東京都個人タクシー協会において、警視庁の主催するセーフティドライバー・コンテスト(7/1～12/31)の6か月間、5人1組のチームで無事故無違反を目指す)で、無事故・無違反を達成したチームの所属する団体を表彰している。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ◆優良乗務員表彰は、累計4,551人(無事故無違反、善行等)が表彰された。 (平成30年度まで) 【全国個人タクシー協会】 ◆セーフティドライバー・コンテスト 期間:平成29年7月1日～12月31日 参加者:150組750名 無事故無違反達成者:95組(63.3%)
	【トラック業界】 ○全日本トラック協会及び都道府県トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全セミナー及び交通安全決議の実施による、交通安全に対する事業者の意識向上の定着促進。	【全日本トラック協会】 ○全協及び地方トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全決議等により、交通安全に対するトラック運送事業者の意識の定着を図った。また、地方トラック協会に対する事故防止大会実施に対する助成を行った。	◆事故防止大会への助成実績 H29年度 6,692,108円 H30年度 5,501,483円(平成31年2月時点)
	○各種事故防止キャンペーンの実施(「正しい運転・明るい輸送運動」「年末年始の輸送等に関する安全総点検」等)。	【全日本トラック協会】 ○国が主催する各季交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検への参画、トラック業界独自の「正しい運転・明るい輸送運動」の取り組みなど各種事故防止キャンペーンを実施している。 【NASVA】 ○春・秋の全国交通安全運動期間中の実績結果報告 ・指導講習受講者、適性診断受者に対して、本運動ついで説明周知するとともに安全運動の呼びかけ、シートベルトの着用や飲酒運転根絶について周知を行っている。 ・支所の入り口や適性診断待合室に交通安全運動実施ポスターの掲示や垂れ幕・看板の掲示。交通安全運動期間中のリボン着用することで自動車運送事業者等へのPRを行っている。 ○自動車点検整備推進運動期間中及び講習開催にはチラシを配布するなど周知している。	
	○事故防止コンクール(運転経歴証明書取得)の全国展開。	【全日本トラック協会】 ○地方トラック協会が取り組んでいる事故防止コンクール(運転経歴証明書取得)について、その普及啓発に努めている。	
(2) 監督等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除			
① 監査・処分の実効性の向上	【国土交通省】 ○ICTを活用した監査事務の効率化。 ○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施。 ○過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施。	【国土交通省】 ○全国の運輸局及び運輸支局に順次タブレットを配賦し、監査の事前準備の短縮や監査現場における作業の効率化を図っている。 【国土交通省】 ○平成28年12月から、処分基準の厳格化や法令違反の早期是正のための指摘事項確認監査の実施等を導入しているところ。これらの取組を的確に実施し、法令違反の早期是正と不適格者の排除を図っている。 【国土交通省】 ○過去に重大事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要な事業者を把握し、原則、年度毎に1回以上の監査を実施することとした。(「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」改正(平成29年6月9日))	◆配賦台数 2017年度:26台 2018年度:10台(予定) ◆指摘事項確認監査件数 2017年度:544件(是正率:99.6%) ※是正が確認できなかった2者については、その後の監査を経て許可取消処分とした。 ◆監査件数 2017年度:13810件 ◆行政処分等件数 2017年度:2736件
② 適正化機関等民間機関の活用による監査の重点化	【国土交通省】 ○新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施。	【国土交通省】 ○国の監査を補完する役割として貸切バス適正化機関を設置し、貸切バス事業者に対する巡回指導を平成29年8月から実施しており、巡回指導の結果、国に通報があった者に対して順次監査を行っている。	巡回指導実施件数 3,060件(H29.8～H30.12末) 国に通報された件数 18件(H29.8～H30.12末)

(3) 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上			
①利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供	【バス業界】 ○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施。	【日本バス協会】 ○貸切バス評価認定制度の認知度向上を図るため、旅行業協会、地方公共団体、教育委員会、大学生協等にリーフレットを配布した他、JR時刻表(平成30年3月号)に広告を掲載している。(平成30年12月19日現在、認定事業者数1,718事業者、認定車両数31,991両) 【NASVA】 ○貸切バス事業者安全評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの要請を受け、制度開始年度より評価認定業務に協力している。	◆NASVA貸切バス事業者安全評価認定制度協力実績 H28年度 196件 H29年度 275件 H30年度 283件※H31.1末
	【タクシー業界】 ○各都道府県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動。	【全国個人タクシー協会】 ○マスターズ制度 安全運転の維持・確保、関係法令等の遵守、良質なタクシーサービスの提供等の基準をクリアし、外部認定委員の審査により認定されたマスター・ふたつ星・ひとつ星の事業者が表示灯に称号標を表示し、利用者に情報提供している。 ○サービス向上推進運動の実施 平成29年12月1日～30年1月31日及び平成30年12月1日～31年1月31日にサービス向上推進運動を実施し、個人タクシーとしての資質向上、利用者利便の向上、安定した制度運営の確保を掲げ、研修会等の開催、マスター事業者コンテストの開催、UD研修の取り組みを行うとともに、12月の繁忙期を迎え事故等削減目標に向けた取り組みの強化と安全運動を実施した。また、各地域において利用者への感謝を込めたPR活動を実施した。 ○優良タクシー乗り場 東京においては、マスターズ制度における最高位のマスター又は東京タクシーセンターの優良運転者証を表示する事業者を入構条件として、東京タクシーセンターが都内23か所に優良タクシー乗り場を設置している。	◆マスターズ制度 平成30年12月1日現在 マスター 17,948名 ふたつ星 5,967名 ひとつ星 4,298名
	【トラック業界】 ○Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価制度)の普及促進。	【全日本トラック協会】 ○荷主企業や一般消費者等に対してGマーク制度の周知を図るため、制度の概要を紹介するリーフレットを作成したほか、Gマーク制度について、一般の方々に広く知ってもらうため、高速道路のSA・PAや道の駅等への掲示用ポスターを作成している。 ○一般消費者、地域社会への認知度を高め、業界のイメージアップを図るため、安全性優良事業所の保有車両にGマークのデザインを施したラッピングトラックを仕立て、走行している。	
	○引越安心マーク(引越事業者優良認定制度)の普及促進。	【全日本トラック協会】 ○一般消費者、市町村及び業界団体等に対し、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の周知を図るためチラシを作成したほか、引越安心マーク制度について、一般の方々に広く知ってもらうため、高速道路のSA・PAや道の駅等への掲示用ポスターを作成している。 ○引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)を一般消費者、地域社会への認知度を高めることを目的に、「引越安心マーク」ラッピングトラックを仕立て、走行している。	
	○引越安心マーク(引越事業者優良認定制度)の普及促進。	【国土交通省】 ○バスの車内事故の被害者の多くが高齢者であるところ、地方運輸局において、各県バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、「バス車内事故防止強化月間を定め、大規模公共施設へのポスター掲出や自治体広報誌への掲載、「バス車内事故防止教室」の開催等、バス利用者への啓発活動を行っている。	
②歩行者等に対する安全情報の提供	【国土交通省】 ○地方自治体の協力を得て高齢者に向けた安全情報の提供等を実施。	【国土交通省】 ○2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、同年6月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置。2018年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定し、関係省庁が連携し、労働生産性の向上、多様な人材の確保、取引環境の適正化等の環境整備の取組みを進めている。	
③運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組	【国土交通省】 ○関係省庁横断的な検討の場を設け、長時間労働の是正に向けた環境を整備するため、行動計画を策定。	【国土交通省】 ○2017年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、同年6月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置。2018年5月に「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定し、関係省庁が連携し、労働生産性の向上、多様な人材の確保、取引環境の適正化等の環境整備の取組みを進めている。	
	【タクシー業界】 ○過労運転防止に向けた労働環境の構築を目指した指導・監督の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成30年3月、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定。労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守(遵守状況の確認)、労働時間の正確な把握(始業・終業時刻の確認・記録)、業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討、減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上、年5日以上の年次有給休暇の取得等を盛り込み労働環境の向上に向けた取り組みを推進 【全国個人タクシー協会】 ○国土交通省自動車局安全政策課による講演 旅客自動車運送事業運輸規則第21条(過労防止等)の一部改正及び同規則の解釈及び運用についての通達の一部改正に伴い、平成30年3月20日開催の本協会定例理事会の席上において、安全政策課係官による講演を実施した。	
	【トラック業界】 ○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。	【全日本トラック協会】 ○国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいる。	

	○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。	【全日本トラック協会】 ○トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにするため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)について、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、改訂された「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」についても啓発に努めている	
	○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。	【全日本トラック協会】 ○適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項について自主行動計画として定め、関係者が一体となってトラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	
④荷主等と連携した過労運転をさせない労働環境の構築	【国土交通省】 ○荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止に向けての荷主への啓発等を実施。	【国土交通省】 ○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成29年7月1日から荷主都合による30分以上の荷待ちは「業務記録」の記載対象となったことから、当該制度改正に係るリーフレットを作成し、国土交通省主催の荷主企業向け説明会「大型車両の適正かつ安全な走行に向けた説明会・意見交換会」において、トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引の構築のために、当該リーフレットを用いて、制度の周知を図っている。	【平成29年度実績】 平成29年11月15日 (一社)日本建設機械工業会 正会員企業(32社、30～40名程度) 平成29年12月14日 日本海運貨物取扱業会 大阪・神戸地区会員企業(30名程度) 平成30年2月14日 (一社)日本建設機械工業会 会員企業、関連運送事業者、ユーザー企業(20名程度) 【平成30年度実績】 平成30年10月18日 (一社)全国清涼飲料連合会 会員企業 平成30年10月24日 (一社)日本冷凍食品協会 協会DFF研究会会員企業(12社) 平成31年3月1日 (一社)日本建設機械工業会 会員企業、関連運送事業者、ユーザー企業
	○荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進。	【国土交通省】 ○トラック事業者と荷主が連携し、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業について、平成28年度及び29年度の2か年度にわたって47都道府県で102事業を実施した。パイロット事業で得られた長時間労働改善等の成果や知見については、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめ、平成30年11月に公表した。平成31年2月より、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」を全国各地で開催し、当該ガイドラインの周知を図っている。 また、平成29年度に実施した荷待ち時間の調査結果において荷待件数が多かった「加工食品」「建設資材」「紙・パルプ」の輸送品目について、荷主等の関係者から構成される懇談会を立ち上げ、長時間労働の改善等に向けた検討を進めている。	
	【トラック業界】 ○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいる。	
	○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにするため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)について、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、改訂された「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」についても啓発に努めている。	
	○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項について自主行動計画として定め、関係者が一体となってトラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	
⑤適正な運賃収受による安全投資の確保	【国土交通省】 ○運賃・料金の範囲の明確化及び別立収受のための環境整備を実施。	【国土交通省】 ○標準貨物自動車運送約款の改正について、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の連名による協力依頼書及び改正概要リーフレットを、荷主団体及荷主企業約1000箇所に配付するなど、周知を図った。 ○コンプライアンス違反を防止しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、事業の実施におけるコスト構成や運行事例等も含めてガイドラインとして取りまとめ、平成30年12月に公表した。 ○平成31年2月から開催している「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー」等を活用して、ガイドラインの周知を図っている。	
	【トラック業界】 ○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○国土交通省と厚生労働省が策定した「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」策定に際し、平成28年年度・29年年度の2か年にわたり、全国47都道府県において実施されたパイロット事業に参画するなど、取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいる。	

	○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○トラック運送事業における運賃・料金収受について、運送以外のコストを適切に収受できるようにするため、運賃と料金の定義を明確化した「改正標準貨物自動車運送約款」(平成29年11月4日施行)について、全国会員事業者への周知・徹底を行うとともに、改訂された「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」についても啓発に努めている。	
	○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。(再掲)	【全日本トラック協会】 ○適正取引推進に向けた取り組みとして「付帯業務・荷待ち・高速道路料金等の負担に関するルールの明確化や、下請け事業者との取引について、原則100%書面化」など全41の具体的な取組事項について自主行動計画として定め、関係者が一体となってトラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けて取り組んでいる。	
⑥シートベルトの着用徹底のための周知	【国土交通省・各業界】 シートベルトの着用効果を定量的に示し、実効性のある広報・啓発を実施。	【国土交通省】 ○事業用自動車事故調査委員会の調査報告により、再発防止策としてシートベルトの着用が必要であることを示すとともに、セミナー等を通じて、乗客にシートベルトの着用を促すよう徹底すべきことを周知。(平成29年7月5日(貸切バスの転落事故)、平成29年12月6日(貸切バスの横転事故、タクシーの追突事故)、平成31年1月25日(大型トラックの追突事故、貸切バスの追突事故)) 【日本バス協会】 ○毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲示を行うよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用案内を徹底し、運転者の見回りによる着用案内を推進することを採択している。 【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成18年5月、88万枚のシートベルト着用促進ステッカーを作成し、全国のタクシー車両に貼付して以来、現在まで数次にわたって文言の変更や外国語を盛り込むなど、改良を行いつつ利用客に対する広報啓発活動を行っている。 直近では、平成30年12月、約7万枚のステッカーを配布したところ。 【全国個人タクシー協会】 ○シートベルト着用ステッカーの貼付 利用者向けにシートベルト装着を依頼するステッカーを作成、貼付している。国土交通省・観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、平成29年6月に新たに作成し直し、英語・中国語・韓国語・ピクトグラムにも対応した。 ○全事業者向けリーフレットを配付 平成29年度及び30年度の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付した。利用者に「シートベルト着用」を呼びかけるよう周知した。 【全日本トラック協会】 ○国が主催する各季交通安全運動及びトラック業界独自の取り組みである「正しい運転・明るい輸送運動」などを通じ、シートベルトの着用について広報・啓発を行っている。 【NASVA】 ○各種運行管理者用講習テキストに掲載し周知している。通達「貸切バスのシートベルトの着用の徹底について(警察庁交企発第7号・国自安第247号(H28.2.3))」を掲載。	

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶				
①飲酒運転に対する行政処分等の強化	【国土交通省】 ○飲酒運転を撲滅するための実効性のある行政処分等の強化を検討。	【国土交通省】 ○アルコールチェックのためのICT技術の活用との促進と合わせ、事業者の責任の度合いを踏まえつつ、必要に応じて強化改正を検討する。		
②飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施	【バス業界】 ○飲酒運転・薬物運転根絶を啓発するセミナー等の受講促進。	【日本バス協会】 ○ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座の受講案内を機関紙、メルマガに掲載し、受講の促進を図っている。(平成30年度の第11期ASK飲酒運転防止プロジェクトに430名が受講している。)	【NASVA】 ○指導講習におけるアルコール専門教育を行うために、NPO法人ASKの飲酒運転防止インストラクターとして、これまでに276名が認定されている。 ○基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに、NPO法人ASKが執筆した「今ドライバーに必須のアルコール教育」を掲載。DVD「知って得する！アルコールの基礎知識」(ASK制作)の放映とあわせ、各講習でアルコール専門教育を実施。平成30年度においても引き続き実施している。 ○点呼時におけるアルコール検知器使用の義務化に伴い、基礎講習、一般講習及び特別講習のテキストに点呼の実施方法等に関する内容を掲載するとともに、視聴覚教材(DVD)「点呼-日々の安全運行のために」を作成し、各講習でテキストと合わせ本視聴覚教材を機会あるごとに活用し点呼の必要性、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務等の啓発を実施。平成30年度においても引き続き実施している。	
	○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。	【日本バス協会】 ○秋の交通安全運動に併せ「飲酒運転防止週間」を展開し、アルコール検知器の適正な使用等について、日本バス協会作成の「飲酒運転防止対策マニュアル」による対応をするよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、運転者及び運行管理者の日常的な飲酒についての指導を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めることや覚せい剤、危険ドラッグに対しても細心の注意を払うことを採択している。		
	【タクシー業界】 ○ASK等の講習会等の啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○ASK講習会を後援するなど、普及促進に努めている。 【全国個人タクシー協会】 ○安全運行指導員だよりの発行 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」に掲載された個人タクシーに関する飲酒事故情報をまとめ、「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう要請した。 ○ポスターによる啓発 関東支部において、飲酒運転・薬物使用根絶を含む「事業用自動車総合安全プラン2020」の周知ポスターを作成し、関係団体で掲示した。		
	【トラック業界】 ○飲酒運転撲滅運動の推進。	【全日本トラック協会】 ○国が主催する各季交通安全運動及びトラック業界独自の取り組みである「正しい運転・明るい輸送運動」などを通じ、飲酒運転撲滅について広報・啓発を行っている。		
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発。	【全日本トラック協会】 ○飲酒運転根絶に向けて制作した「飲酒運転防止対策マニュアル」を見直し、全国の会員事業者等に配布し、トラック事業者や管理者、ドライバーの意識改革を推進するとともに、営業所等において飲酒運転の防止対策を着実に実施するよう啓発に努めている。		
③アルコール依存症の危険性の周知	【国土交通省】 ○啓発ポスターを活用した周知の実施。	【国土交通省】 ○「指導監督マニュアル」にアルコール依存症の危険性について追記し周知。(平成30年6月1日)		

④運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底	【国土交通省】 ○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底。	【国土交通省】 ○運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守の徹底を指導すること等について周知。(「事業用自動車の事故防止の徹底について」平成30年2月16日) ○「指導監督マニュアル」に、携帯電話使用禁止等、道路交通法遵守の徹底について、事故事例を用いて詳しく説明した内容を追記し周知。(平成30年6月1日) ○事故防止セミナーや運行管理者講習等の各種機会を捉え、上記内容を含む指導監督の徹底について周知。 【日本バス協会】 ○運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底するため、「安全輸送決議」において、乗務中の携帯電話やスマートフォンの使用の禁止を継続的かつ反復的に指導することを採択している。 【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○線ポケモンと連携し「運転中のながらスマホNO」のステッカーをタクシーに貼付し、利用客、周囲の自動車等に対する周知を実施。 【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに掲載し講習で周知している。通達「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について(国自安第145号の2(H28.11.7))」掲載。	※事故防止セミナーの開催状況は「1. (1)②」を参照。
	○事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施。	【国土交通省】 ○平成28年11月に発出した「「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)」の監査方針について」及び「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の運用について」に基づき、監査を実施している。	◆監査件数 2017年度:48件 2018年度:20件
	【バス業界】 ○乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底するとともに、事故惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。	【国土交通省】 ○乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底についての通達を運行管理者講習のテキストに掲載し、各講習等において周知をしている。	◆運行管理者講習の受講者数 平成29年度:168,907人
3. 自動運転、ICT等新技術の開発・利用・普及の促進			
①自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進	【国土交通省】 ○路肩退避方式等の高度なドライバー異常時対応システムや、道路ごとの制限速度に応じて速度制御する自動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進	【国土交通省】 ○自動運転技術を活用して路肩まで寄せて停止させる高度なドライバー異常時対応システムの技術的な要件についてまとめたガイドラインについて、高速道路を対象としたものを平成30年3月に策定し、一般道路を対象としたものの検討を、現在進めている。 ○道路ごとの制限速度を自動で検出し、速度超過を警報したり速度制御を行う自動速度制御装置について、現在検討を進めている。	
	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進	【国土交通省】 ○自動運転技術を活用して路肩まで寄せて停止させる高度なドライバー異常時対応システムの技術的な要件についてまとめたガイドラインについて、高速道路を対象としたものを平成30年3月に策定し、一般道路を対象としたものの検討を、現在進めている。【再掲】 ○道路ごとの制限速度を自動で検出し、速度超過を警報したり速度制御を行う自動速度制御装置について、現在検討を進めている。【再掲】 ○大型車の交差点での巻き込み事故防止に向けて、左右折時や車線変更時に自車周辺の障害物を検知してドライバーに知らせる側方衝突警報装置について、国際基準制定に向けて現在検討を進めている。	
	○後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助	【国土交通省】 ○平成19年度より実施している事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)において、引き続き衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の購入補助(費用の2分の1)を実施。平成26年度より後付け衝突被害軽減ブレーキ、平成30年度よりドライバー異常時対応システム及び先進ライトを追加し装置の拡充を図った。	◆補助実績(前回以降) ・平成28年度:衝突被害軽減ブレーキ3,761台、ふらつき警報装置993台、車線逸脱警報装置2,752台、EVSC2,999台 ・平成29年度:衝突被害軽減ブレーキ3,370台、ふらつき警報装置541台、車線逸脱警報装置2,746台、EVSC2,878台 ◆政策評価における業績指標 業績指標:衝突被害軽減ブレーキの装着率 指標の定義:1年間に販売される大型自動車(車両総重量8トン超の大型貨物車)のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合 ・平成28年度:66.1% ・平成29年度:75.7%
	○税制特例措置による先進安全技術の普及促進	【国土交通省】 ○平成24年4月より、衝突被害軽減ブレーキを装備した大型トラックに対して、自動車重量税及び自動車取得税に係る税制特例措置を実施。平成25年度税制改正において、バスを税制特例対象に追加。平成27年度税制改正において、トラック及びバスの対象装置に車両安定性制御装置を追加。平成29年度税制改正において、バスの対象装置に車線逸脱警報装置を、平成30年度税制改正において、トラックに同装置を追加し装置の拡大を図った。	
	【バス業界】 ○運転支援装置の導入促進。	【日本バス協会】 ○運輸事業振興助成交付金事業により、衝突被害軽減ブレーキ、車間距離警報装置、横すべり防止警報装置、車線逸脱装置、居眠り警報装置に対し、14地方バス協会が運輸事業振興助成交付金による助成事業を実施し、導入の促進を図っている。(衝突被害軽減ブレーキについては、日本バス協会も助成を実施している。)	

	【タクシー業界】 ○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したタクシー車両の普及・促進。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成29年10月に発表されたトヨタ自動車 JPN TAXIIには、タクシー専用車として初の衝突被害軽減ブレーキが標準装備されており、平成31年1月末現在で登録台数は約1万台となっている。 全タク連では、今後も同車の普及促進を図るべく、補助金の拡充や優遇税制の支援措置を要望していく。 【全国個人タクシー協会】 ○ASV機能装着車両の導入目標設定 「個人タクシー業界が今後取り組む事項」を平成29年11月に策定し、その中にASV車両の導入を掲げ、全国各地で2020年での導入目標値を設定した。全国平均導入目標値29%。	
	【トラック業界】 ○衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、運行記録計、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進。	【全日本トラック協会】 ○高速道路上で約7割を占める事業用トラックによる追突事故の発生など、事故実態に即し、衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、後方・左側方視野確認支援装置、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進を図るため、会員事業者に対する助成事業を実施している。	◆安全確認支援装置(※)への助成実績 H29年度:11,899台 118,982,000円 H30年度:11,513台 229,703,554円(平成31年2月時点) ※安全確認支援装置の内容:後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
	○衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成。		◆衝突被害軽減ブレーキへの助成実績 H29年度:131台 5,430,000円 H30年度:2,489台 213,476,500円(平成31年2月時点)
②自動運転技術等の実用段階に応じた利用環境の整備	【国土交通省】 ○トラックの隊列走行や自動運転車両による地域公共交通サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進	【トラックの隊列走行の実現】 ○2018年1月以降、まずは後続車両が有人の隊列走行について、新東名、北関東道において実証実験を実施した。また、2019年1月より新東名高速道路においてトラックの隊列走行における後続無人隊列システムの実証実験(後続有人状態)を開始した。 ○新しい物流システムに対応した高速道路インフラの活用について具体的な検討を進める。 【自動運転車両による地域公共交通サービスの実現】 ○最寄駅等と最終目的地を結ぶラストマイル自動運転について、2017年12月より開始し、1名の遠隔監視・操作者が複数車両を担当する自動運転技術の検証や社会受容性の実証評価等を全国4箇所において実施した。 ○道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、自動走行に対応した道路空間の基準等の整備やビジネスモデルの構築のため、2018年度は長期間(1～2ヶ月程度)のより実践的な実験を中心に実施した。 ○都市交通における自動運転技術の活用を図るため、2018年度よりニュータウンにおける自動運転サービスや基幹的なバスにおける実証実験等を通じた都市交通のあり方を検討するとともに、ニュータウンにおける自動運転サービスの実証実験を2019年2月より実施した。 【自動運転車の運送事業への導入】 ○自動運転車を旅客自動車運送事業に円滑に導入するためのガイドラインをとりまとめ予定。	
③運行管理の高度化のためのデジタル式運行記録計の普及拡大	【国土交通省】 ○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施。	【国土交通省】 ○平成22年度に自動車運送事業者によるデジタル式運行記録計等の導入を支援する補助制度を創設し、毎年度実施している(補助率1/3)。 ○平成25年度に自動車運送事業者による過労運転防止に対する先進的な取り組みに対する導入を支援する補助制度を創設し、毎年度実施している(補助率1/2)。その中で、運転者の運行状況をリアルタイムに営業所に通知するデジタル式運行記録計についても補助を実施している。	◆補助台数 【運行管理の高度化】 平成29年度:デジタル式運行記録計(映像記録型ドライブレコーダーとの一体型含む) 7,578台 【過労運転防止(運転者の運行管理機器)】 平成29年度:デジタル式運行記録計(映像記録型ドライブレコーダーとの一体型含む) 1,576台
	【タクシー業界】 ○デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成30年3月、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を策定し、デジタル式運行記録計、自動日報システム等を始めとする業務の効率化・省力化機器等の整備に努めることを盛り込むとともに、自動車事故対策費補助金の周知など、導入の促進に努める。	
	【トラック業界】 ○デジタル式運行記録計の普及促進。	【全日本トラック協会】 ○地方トラック協会が導入助成する対象機器選定を全ト協にて実施することで、適正な運行管理に資するデジタル式運行記録計の普及促進に努めている。	

④確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進	【国土交通省】 ○ICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討。	【国土交通省】 ○輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、営業所と車庫間で行う点呼に限り、ICTを活用した点呼として、貨物自動車運送事業に対し認めていたIT機器を用いた点呼を行うことができるよう、省令を改正した（平成30年3月30日公布・施行）。	
	【トラック業界】 ○高度なIT点呼システムの構築、普及拡大。	【全日本トラック協会】 ○IT機器等を活用した高度な点呼システム導入に向け、関係団体等との情報の共有化を図りつつ、今後の普及拡大に向けた検討を行っている。	
	○高機能携帯型アルコールチェッカーの活用、推進。	【全日本トラック協会】 ○アルコール検知器製造メーカー等の関係団体とも連携を図り、アルコールチェッカーの適正な活用等について推進を図っている。	
⑤先進安全自動車等に対する整備技術の高度化	【国土交通省】 ○関係業界と連携し、新技術を搭載した先進安全自動車等の高度な整備技術に対応するための、スキャンツール（外部故障診断装置）の普及促進と整備要員の技能向上、整備不良等の防止。	【国土交通省】 ○平成25年より汎用スキャンツールの普及促進のため、購入補助を実施しており、平成30年度は自動車分解整備事業者と優良自動車整備事業者に加え、自動車整備士が在籍する自動車関連施設も対象とし、スキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部の補助を実施した（補助率1/3、上限額、1事業者あたり15万円）。 ○平成23年より、「自動車整備技術の高度化検討会」を設置し、①整備要領書の提供の充実、②汎用スキャンツールの機能拡大、③先進技術の整備に係る研修制度の創設を推進している。平成30年度は、第15回、第16回の検討会を実施し、汎用スキャンツール開発に必要な技術情報の提供に係る運用ルールの策定や整備事業者を対象としたエーミング（車載カメラ、レーダー等の機能調整）研修を開始するための体制整備等について議論を行った。 ○自動ブレーキ等の先進技術搭載車を適切に整備できる環境を整備するため、平成31年中に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）を改正し、必要な設備・技能を有する事業者を認証することとし、自動車製作者等から整備事業者等に対し、点検整備に必要な技術情報を提供することを義務づける。	◆スキャンツール導入補助交付状況 平成25年度：件数2,456件、補助額約1.6億円（予算執行率89.8%） 平成26年度：件数1,763件、補助額約1.2億円（予算執行率67.5%） 平成27年度：件数1,834件、補助額約1.3億円（予算執行率73.2%） 平成28年度：件数1,429件、補助額約1.1億円（予算執行率62.8%） 平成29年度：件数1,553件、補助額約1.6億円（予算執行率100%） 平成30年度（予定）：件数1,346件、補助額約1.5億円※（予算執行率100%） （平成30年度は交付決定（交付前）の件数、補助額）
⑥健康起因事故の未然防止に必要な医学的知見を踏まえたガイドライン作成によるスクリーニング検査の導入拡大し、運転不能に陥った場合に自動停止するシステムの早期実用化	【国土交通省】 ○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知。	【国土交通省】 ○健康起因事故の防止のための取組の徹底について周知。（「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」平成30年6月8日、「バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について」平成30年11月2日） ○事故防止セミナーや運行管理者講習等の各種機会に加え、健康起因事故の防止をテーマとした「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催し、健康起因事故防止対策について周知。 【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに掲載し講習で周知している。（健康起因事故、SASスクリーニング、脳血管疾患対策ガイドライン概要版等）	◆「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」開催状況 平成29年2月21日 聴講者約220名 平成30年2月8日 聴講者約220名 平成31年2月6日 聴講者約200名 ※事故防止セミナーの開催状況は「1.（1）②」を参照。
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドラインの作成。	【国土交通省】 ○「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定し周知。（平成30年2月23日）	
	○路肩退避方式等の高度なドライバー異常時対応システムや、道路ごとの制限速度に応じて速度制御する自動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進（再掲）	【国土交通省】 ○自動運転技術を活用して路肩まで寄せて停止させる高度なドライバー異常時対応システムの技術的な要件についてまとめたガイドラインについて、高速道路を対象としたものを平成30年3月に策定し、一般道路を対象としたものの検討を、現在進めている。【再掲】 ○道路ごとの制限速度を自動で検出し、速度超過を警報したり速度制御を行う自動速度制御装置について、現在検討を進めている。【再掲】 ○衝突事故が発生した際に位置情報等を自動的に通報する事故自動通報システムについて、平成30年7月に保安基準を改正し、性能要件を定めた。また、平成30年度より自動車アセスメントの評価対象に追加し、装備状況の結果を公表する予定としている。【再掲】	
	【バス業界】 ○睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査の促進。	【日本バス協会】 ○地方バス協会に対し、国土交通省作成の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「SAS対応マニュアル」の周知徹底を図っている。（平成29年度に39地方バス協会が運輸事業振興助成交付金によるSASの助成事業を実施している。）	
	○定期健康診断のデータ等を活用し、乗務員個々の健康等を考慮した点呼の推進。	【日本バス協会】 ○「安全輸送決議」において、健康診断の受診を徹底するとともに、運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進し、運転者の健康に起因する事故の防止に努めることを採択している。	

【タクシー業界】 OSASスクリーニング検査の普及啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年9月、ヘルスケアネットワークより講師を招聘し、SASスクリーニング検査に関連した運転者の健康管理について講演を行い、会員事業者対しスクリーニング検査の重要性について周知を実施した。 平成29年より「SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン」を実施し、ヘルスケアネットワーク及び睡眠健康研究所の協力を得て、スクリーニング検査の閑散期に割引価格で受検が可能になるよう普及啓発に努めている。 【全国個人タクシー協会】 ○脳血管疾患ガイドラインの周知 全事業者向け機関紙「全個協」及び「安全運行指導員だより」に「脳血管疾患ガイドライン」を掲載し、健康診断・脳健診の重要性を啓発した。	【全国個人タクシー協会】 ◆東京都個人タクシー協同組合による脳MRI受診者 平成27年度 13名 平成28年度 29名 平成29年度 272名
【トラック業界】 ○健康診断結果を活用した健康管理の徹底。	【全日本トラック協会】 ○「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に示された健康診断結果のフォローを確実に行うことを目的に、「運輸ヘルスケアナビシステム」（紙ベースの診断結果をデータ化し、経年変化等の可視化等を行う）を構築し、ドライバーの健康管理向上にトラック業界として取り組んでいる。	◆運輸ヘルスケアナビシステムの実績 H29年度:30社 2,179名(実証実験) H30年度:50回 3,873名(平成31年2月時点)
○「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施。	【全日本トラック協会】 ○道路貨物運送業において、脳・心臓疾患による過労死等の件数が最多であることを受け、その撲滅を図るため「過労死等防止計画」(5か年計画)を定め、2022年度までに過労死等の発症を20%削減する取り組みを行っている。具体的内容としては、定期健康診断100%受診や長時間労働の縮減対策等を盛り込んでいる。 ○また、健康起因事故の増加を受け、トラックドライバーの健康管理対策に焦点を当てたセミナーを開催し、会員事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図っている。	◆過労死等防止・健康起因事故防止セミナーの実施回数 H29年度:48回 3,440名 H30年度:49回 3,833名
○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業の実施。	【全日本トラック協会】 ○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などを把握し、SAS対策の普及・強化に努めている。	◆SASスクリーニング検査への助成実績 H29年度:24,919人 60,771,697円 H30年度:32,448人 77,949,503円(平成31年2月時点)
4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策		
①高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策	【タクシー業界】 ○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○交通安全委員会において、平成24年4月「高齢運転者の交通事故防止について」平成28年4月「運転者の認知症予防対策」について講師を招聘して講演を実施するなど、会員事業者に対して高齢運転者の事故防止について周知、啓発を図っている。 【全国個人タクシー協会】 ○高齢者講習会の実施 支部・会員・所属団体等において高齢事業者を対象に健康管理・事故防止等に関する講習会を実施している。 【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに掲載し講習で周知している。 ○平成28年度に指導監督告示に基づく高齢運転者の指導教育の取組事例等を挙げた視聴覚教材(DVD)「高齢運転者の安全運行のために」を作成し、平成29年度より各講習でテキストと合わせ本視聴覚教材を機会あるごとに活用し継続している。 OSASスクリーニング検査の普及啓発。 【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年9月、ヘルスケアネットワークより講師を招聘し、SASスクリーニング検査に関連した運転者の健康管理について講演を行い、会員事業者対しスクリーニング検査の重要性について周知を実施した。 平成29年より「SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン」を実施し、ヘルスケアネットワーク及び睡眠健康研究所の協力を得て、スクリーニング検査の閑散期に割引価格で受検が可能になるよう普及啓発に努めている。 【全国個人タクシー協会】 ○脳血管疾患ガイドラインの周知 全事業者向け機関紙「全個協」及び「安全運行指導員だより」に「脳血管疾患ガイドライン」を掲載し、健康診断・脳健診の重要性を啓発した。【再掲】 ○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施。 【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年4月、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を6千部を印刷、全国の会員事業者へ頒布。 【全国個人タクシー協会】 ○健康診断補助金の支給 所属団体において、健康診断に対する補助金を支給している。 ○健康管理についての申し合わせ 東京都個人タクシー協会において、健康管理対策の徹底について各団体間で申し合わせを行った。再検査等の所見のある者に対し、役員等による個別指導を行っている。

②適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等	【各業界】 ○適性診断受診の徹底と活用促進。	【日本バス協会】 ○NASVA適性診断の結果を運転者の添乗指導等に活用している。また、地方バス協会において、運転者適性診断受診料補助事業を行っている。 【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成23年9月、交通安全委員会で「適性診断結果を活用した交通事故防止について」講師を招聘して講演を実施した。 平成30年8月、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を6千部を印刷、全国の会員事業者へ頒布。 【全国個人タクシー協会】 ○NASVA適性診断の活用 NASVA適性診断の結果票に基づき、役員等が事業者に対し、自己の運転特性等についての自覚を促す注意喚起を行っている。 【全日本トラック協会】 ○「事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針」に対応して作成した「事業用トラックドロッグドライバー研修テキスト」において、トラックドライバーの運転適性に応じた安全運転を盛り込み、適性診断の計画的な受診等について推進を図っている。 【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに適性診断結果に基づく適切な指導助言方法に関する記述をリニューアルした「運転者の運転適性に応じた安全運転指導」を掲載して周知している。 ○インターネット予約による診断の予約を可能にさせ、さらにナスバネット（インターネット適性診断システム）による契約事業者の拡大を図り、受診者の利便性を向上させている。	◆NASVAによる適性診断実績及び予約率 H28年度（任意診断） 248,642人（義務診断）211,463人 H29年度（任意診断） 247,513人（義務診断）214,657人 H30年度（任意診断） 209,884人（義務診断）184,207人 ※H31.1末 ◆インターネット予約による受診割合82.7% ※H31.1末 ◆NASVA支所以外での受診割合 53.4% ※H31.1末
③高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策	【バス業界】 ○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築。	【日本バス協会】 ○高齢者事故の防止対策 ・高齢者が安全・安心に乗降できるよう高齢者に配慮した「ゆとり運転」を徹底するため、ドライブレコーダー等を活用した指導体制を構築し促した。	
	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付。	【日本バス協会】 ○高齢者事故の防止対策 ・高齢者が多い地域、施設等を把握して、マップ等を作成し営業所内に掲示するとともに、点呼時に注意喚起を図った。	
	【タクシー業界】 ○徘徊老人等の保護等。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○従来から110番協力タクシー、徘徊認知症高齢者SOSネットワークシステム、はいかいシルバーSOSなど、地域の自治体と連携し、高齢者の見守り、保護の取り組みを全国で実施。	
	【トラック業界】 ○高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態の関係者への周知徹底。	【全日本トラック協会】 ○効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断等）など高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態を周知し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めている。	※事故防止セミナーの開催状況は「1.（1）②」を参照。
	○高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断）の啓発活動。		
	○事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者早期認知の呼びかけ。	【全日本トラック協会】 ○効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、高齢歩行者特有の行動（昼間の交差点及び夜間の道路横断等）など高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態を周知し、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めるとともに、車両周辺の安全確認支援装置に対する助成事業を実施している。	
○交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。			
5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応			
①モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施	【国土交通省】 ○事故統計からの、モード毎の特徴の分析及び対策の検討を実施及び各業界の周知。	【国土交通省】 ○自動車運送事業に係る交通事故対策検討会において、モード毎の交通事故の特徴の分析及び対策を検討している。 【NASVA】 ○交通事故分析センターより入手した事故統計を基に各種指導講習用テキストに事故発生傾向を示した表・グラフなどを掲載し講習で周知している。	
	【バス業界】 ◆車内事故の防止（特に発進時の車内事故削減）	【日本バス協会】 ○毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、乗客が着席してから発車する「ゆとり運転」による安全運転の周知徹底と運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保するよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、発進時の車内事故を防止するための「ゆとり運転」の徹底を採択している。	

○停留所発進時における安全基本動作の徹底。	【日本バス協会】 ○車内事故を防止するため、毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲示を行うよう地方バス協会に要請している。	
○シートベルト着用促進の啓発活動を実施。	【日本バス協会】 ○毎年7月に「車内事故防止キャンペーン」を展開し、シートベルト着用案内の車内放送やポスターの掲示を行うよう地方バス協会に要請している。また、「安全輸送決議」において、客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に車内放送や映像による乗客へのシートベルト着用案内を徹底し、運転者の見回りによる着用案内を推進することを採択している。	
【タクシー業界】 ◆交差点内事故(出会い頭、人対車両)防止対策と路上寝込み者の轢過事故防止対策	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年から10～12月を交通事故抑止重点対策期間と定め、出会い頭事故防止、路上寝込み者等の轢過事故防止等を掲げ、会員事業者に対して周知啓発活動を実施している。	【全国個人タクシー協会】 ○事故重点削減目標の設定 個人タクシーにおける事業用自動車総合安全プラン2020において、「事故重点削減目標」を設定。個人タクシーの事故の4割以上を占める①交差点内での車両相互出会い頭の事故②交差点内での人対車両事故③第一通行帯での車両相互の追突事故④交差点内での車両相互右折時の事故について、重点的に削減することを目標として取り組んだ。 ○全事業者向けリーフレットを配付 平成29年度交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付した。交差点内での安全確認のポイント・タイミング等の習慣化を促進した。
○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。		【全国個人タクシー協会】 ○全事業者向けリーフレットを配付 平成29年度交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付した。交差点内での安全確認のポイント・タイミング等の習慣化を促進した。 ○「安全運行指導員だより」の発行 信号のない交差点での2段階停止の習慣づけをする旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。
○運行管理者等による同乗指導。		
○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行。		【全国個人タクシー協会】 ○「安全運行指導員だより」の発行 早めのライト点灯やライト上向き走行を促す旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。
○路上寝込み者発見時の警察への通報と保護活動。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○各都道府県警察とタクシー協会(H30年度末現在25協会)が、路上寝込み者の通報、保護を目的とした協定を締結している。	【全国個人タクシー協会】 ○「安全運行指導員だより」の発行 路上横臥者を発見したら警察へ通報と保護活動を促す旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。
○各支部・会員団体・所属団体それぞれに「安全対策会議」(仮称)を設置し、事故情報を提供。(個人タクシー)	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年から10～12月を交通事故抑止重点対策期間と定め、出会い頭事故防止、路上寝込み者等の轢過事故防止等を掲げ、会員事業者に対して周知啓発活動を実施している。	【全国個人タクシー協会】 ○「安全対策推進会議」の設置 支部・会員・所属団体において「安全対策推進会議」を設置している。それぞれの団体における「総合安全プラン2020」の策定・見直しを図るとともに、事業者に対し事故情報等の提供を行った。 ○各運輸局開催の「事業用自動車安全対策会議」への参画 各運輸局で開催される地域の「事業用自動車安全対策会議」に支部が参画し、情報収集するとともに、支部での安全対策の取り組みに活用した。
○所属団体等の最小団体において、少人数による指導又はKYT等を実施。(個人タクシー)		【全国個人タクシー協会】 ○少人数による指導 所属団体又は構成団体において、少人数による講習会を実施し、情報提供やKYT等を活用した事故防止の指導を行った。
○ポスター・ビラ、機関誌、個別指導等による広報、啓発。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年12月、「出会い頭の事故防止」及び「路上寝込み者等との事故防止」の啓発用ポスターを1万5千枚作成し、全国の会員事業者へ配布	【全国個人タクシー協会】 ○ポスター・リーフレット、機関紙「全個協」、安全運転ステッカー、「安全運行指導員だより」等による広報 支部・会員・所属団体並びに関係団体に安全・安心・快適輸送を訴えるポスターを配付した。全事業者宛にリーフレット・機関紙「全個協」を配付し、「事業用自動車総合安全プラン2020」の概要、安全運転のポイント、車両特性に合わせた運転、脳健診受診促進等の内容を広報・周知した。安全運転・接客マナー向上のステッカーを作成し全車両に貼付している。「安全運行指導員だより」を発行し、安全運行啓発の中心的役割を担う安全運行指導員に対し、事故防止・指導における情報提供を行った。

○すべての座席でのシートベルト着用の徹底。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成18年5月、88万枚のシートベルト着用促進ステッカーを作成し、全国のタクシー車両に貼付して以来、現在まで数次にわたって文言の変更や外国語を盛り込むなど、改良を行いつつ、現在「すべての座席でシートベルト」の文言で運転者及び利用客に対する広報啓発活動を行っている。 直近では、平成30年12月、約7万枚のステッカーを配布したところ。	【全国個人タクシー協会】 ○シートベルト着用ステッカーの貼付 利用者向けにシートベルト装着を依頼するステッカーを作成、貼付している。国土交通省・観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づき、平成29年6月に新たに作成し直し、英語・中国語・韓国語・ピクトグラムにも対応した。 ○全事業者向けリーフレットを配付 平成29年度及び30年度の交通安全運動実施に際し、全事業者向けにリーフレットを作成・配付した。利用者に「シートベルト着用」を呼びかけるよう周知した。	
○薄暮時の早めのライト点灯。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○平成26年から10～12月を交通事故抑止重点対策期間と定め、出会い頭事故防止、路上寝込み者等の轢過事故防止等を掲げ、会員事業者に対して周知啓発活動を実施している。	【全国個人タクシー協会】 ○「安全運行指導員だより」の発行 早めのライト点灯やライト上向け走行を促す旨を「安全運行指導員だより」に掲載し、各地域での啓発に活用するよう周知した。	
【トラック業界】 ◆死亡事故件数を各都道府県（車籍別）の共有目標とした取り組みの促進。 ○事業用トラック重点事故対策マニュアル（追突・交差点）の策定。 ○事故防止対策セミナー（追突・交差点）の開催・受講の促進。 ○ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進。 ◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用	【全日本トラック協会】 ○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。 ○また、事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とすることを各都道府県（車籍別）の共通目標とし、事故防止対策の推進を図っている。 ○特に、死亡事故件数が車両台数1万台当たり「1.5」件を複数年度にわたり連続して超えている地域に対する交通事故防止対策を強化するため、トラックドライバー等を受講対象として、当該地域に対する「出前セミナー」を開催している。		※事故防止セミナーの開催状況は「1.（1）②」を参照。
○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。	【全日本トラック協会】 ○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。 ○また、全国の会員事業者の代表で組織する「交通対策委員会」を設置し、少なくとも年2回のフォローアップを行い、交通事故防止対策の有効性等に関する検証を実施している		
○事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースを構築し、事故防止啓発ツールとして活用。	【全日本トラック協会】 ○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。 ○また、事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とすることを各都道府県（車籍別）の共通目標とし、事故防止対策の推進を図っている。		
②ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底	【国土交通省】 ○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知。 【NASVA】 ○各種指導講習用テキストに掲載し講習・セミナーで周知している。「危険予知トレーニング（KYT）シート」 ○ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「ドライブレコーダーKYTⅠ～Ⅳ」を制作し頒布している。	【国土交通省】 ○貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の義務付けに係る新たな指導監督内容、及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」について改めて周知。（「貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について」平成29年11月21日）	※事故防止セミナーの開催状況は「1.（1）②」を参照。 ◆NASVA危険予知トレーニング教材頒布数 平成28年度 2,189件 平成29年度 2,323件 平成30年度 783件※H31.1末

	【バス業界】 ○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用。	【日本バス協会】 ○映像記録型ドライブレコーダー等の活用 ドライブレコーダー映像等、保有する情報を活用した運転者の運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等の指導に努めることを「安全輸送決議」で採択し、映像記録型ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用して乗務員の質の向上を図ることとしている。	
	【タクシー業界】 ○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施。	【全国ハイヤー・タクシー連合会】 ○タクシー車両のドライブレコーダー搭載数は、14万台を超え全タク連調査では搭載率が84.8%となっている。 全タク連では、交通安全委員会等で、ドライブレコーダーの活用方法等の講演を実施するなど、安全教育に活用するべく周知啓発をしているところであるが、今後も取り組みを継続していく。 【全国個人タクシー協会】 ○ドライブレコーダーの映像を活用したDVDの作成・配付 所属団体において、ドライブレコーダーの事故映像を収録したDVDを作成し、傘下の構成団体に配付した。構成団体において、事業者の安全教育の教材として活用している。 ○NASVAのドライブレコーダー-KYT教材の活用 所属団体、構成団体において、事業者の安全教育の起用材としてNASVAのドライブレコーダー-KYTを活用している。	
	【トラック業界】 ○「ドライブレコーダ導入の手引き」、「ドライブレコーダ活用マニュアル」、「WEB版ヒヤリハット集」の製作と、ホームページ上への公開。	【全日本トラック協会】 ○交通事故防止対策の充実強化を図るため、関係事業者等がヒヤリハット映像を活用できるよう「WEB版ヒヤリハット集」に追加掲載しているほか、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めている。	◆WEB版ヒヤリハット集の掲載数：61事例
	○「ドラレコ活用マニュアル」による、ドラレコ活用セミナーの開催。		※事故防止セミナーの開催状況は「1. (1)②」を参照。
	○ドライブレコーダー・車載カメラ搭載車（左折巻き込み事故防止対策）への助成事業の実施。	【全日本トラック協会】 ○交通事故防止対策の充実強化を図るため、関係事業者等がヒヤリハット映像を活用できるよう「WEB版ヒヤリハット集」に追加掲載しているほか、効果的な映像を活用した「ドライブレコーダ実践セミナー」や「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」を通じ、交通事故実態に即した事故防止対策の普及啓発に努めている。 ○また、車両周辺の安全確認支援装置に対する助成事業を実施している。	◆ドライブレコーダへの助成実績 H29年度：14,417台 285,038,052円 H30年度：14,383台 290,555,895円（平成31年2月時点） ◆安全確認支援装置（※）への助成実績 H29年度：11,899台 118,982,000円 H30年度：11,513台 229,703,554円（平成31年2月時点） ※安全確認支援装置の内容：後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインテラーロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
③重大事故データベースの構築と分析・活用による効果的な安全施策の立案	【国土交通省】 ○個別に管理されてきた事業用自動車に関する行政情報により精度の高い分析を行い、効果的・効率的な指導・監督を実施。	【国土交通省】 ○28年度より運用を開始した事業用自動車総合安全システムにより、自動車運送事業者に関する情報について、統計・分析等のデータ処理を行うことで監査対象事業者に係る情報収集による事前準備を効率化し、監査の質的向上も図っている。 30年度末には上記個別システムからの情報の取込み情報のさらなる追加（運行管理者補助者情報等）等を行うなど、より多くの情報を収集することで機能拡充に努めている。	
	【トラック業界】 ○交通事故の種類・類型等の詳細分析による傾向と対策の実施。	【全日本トラック協会】 ○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故の再発防止対策を示すなど、交通事故防止セミナー等に反映している。	
6. 道路交通環境の改善			
道路交通環境の改善	【国土交通省・警察庁】 ○事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。 ○通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等。 ○生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンブや狭さく等の整備による歩行者、自転車の安心・安全の確保。 ○防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施。	【国土交通省】 ○社会資本整備重点計画に基づき、事故の発生割合が高い箇所を「事故危険箇所」に指定し、交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等を重点的に実施。 ○平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検や通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同点検結果に基づき、通学路における歩道整備やカラー舗装、防護柵の設置、信号機の設置等を推進。 ○市街地等における生活道路の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を実施するとともにその他の安全対策を組み合わせる「ゾーン30」やETC2.0のビッグデータを活用して速度超過や急減速等の潜在的な危険箇所を特定し効果的、効率的な対策を実施する「生活道路対策エリア」において、地域状況に応じて、防護柵や路側帯の設置・拡幅、ハンブや狭さく等の物理的デバイスの設置等、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用者の交通安全対策を推進。	◆事故危険箇所の指定数 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）に基づく指定数：3,125か所